

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助基準額
1 経験年数が短いホームヘルパー等への同行支援	経験年数の長いホームヘルパーが経験年数の短いホームヘルパーや訪問業務に従事した経験のない介護職員等に同行し、訪問介護等サービスの従事者の確保・定着を図るとともに、技能・技術の向上に向けた指導を行う取組に要する経費	(1) 中山間地域等（「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成 21 年厚生労働省告示第 83 号）」の第 1 号に定める地域及び「厚生労働大臣が定める地域(平成 24 年厚生労働省告示第 120 号)」に掲げる地域をいう。以下同じ。）に事業所が所在する場合 (ア) 30 分未満の同行支援 1 回につき 3,500 円 (イ) 30 分以上の同行支援 1 回につき 5,000 円 (経験年数の短いヘルパー等 1 人につき 30 回までとする。) (2) 中山間地域等以外に事業所が所在する場合 (ア) 30 分未満の同行支援 1 回につき 2,500 円 (イ) 30 分以上の同行支援 1 回につき 4,000 円 (経験年数の短いヘルパー等 1 人につき 30 回までとする。)
2 登録ヘルパー等の常勤化の促進の支援	ホームヘルパー雇用の安定化を図るため、登録ヘルパー等（勤務日及び勤務時間が不定期な登録ヘルパーや非常勤のホームヘルパーをいう。以下同じ。）の常勤化を促進するために要する経費	常勤化する登録ヘルパー等 1 人につき 1 月当たり 10 万円 (3 か月まで)
3 経営改善の支援	(1) 経営基盤の強化及び経営状況の改善、若しくは、各種加算の新規取得支援等を目的として、専門家（コンサルタント事業者や社会保険労務士等）と委託契約を締結し、指導等を受けるのに要する経費及び事務作業を行う臨時職員を雇用するための経費 (2) 新たな利用者や介護人材の確保のために行う広報等に要する経費	1 事業所当たり 40 万円 ただし、経営改善の支援に係る補助対象経費のうち、(2)に要する経費のみの場合、1 事業所当たり 30 万円とする。